

令和5年度と令和6年度交通安全実施計画案（本文）の新旧対照表（対策会議・幹事会）

資料

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
全体	<p><u>令和5年度</u> 兵庫県交通安全実施計画 <u>5年度</u> 実施内容</p>	<p><u>令和6年度</u> 兵庫県交通安全実施計画 <u>6年度</u> 実施内容</p>	<p>その他県組織変更除く</p>
P1 県警察本部 近畿運輸局	<p>（1）道路交通事故等の状況 令和4年の県内の交通事故による死者数は <u>120</u> 人で前年から <u>6</u> 人の増加、重傷者数は <u>1,004</u> 人で前年から <u>171</u> 人の減少となった。 また、道路交通事故件数（物損事故を含まない。以下同じ。）は <u>16,372</u> 件、傷者数は <u>19,425</u> 人で、いずれも前年より減少している。 踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故）は、令和4年の発生件数は4件、死傷者数は2人でいずれも前年 <u>から減少している</u>。</p>	<p>（1）交通事故等の状況 令和5年の県内の交通事故による死者数は <u>103</u> 人で前年から <u>17</u> 人の減少、重傷者数は <u>991</u> 人で前年から <u>13</u> 人の減少となった。 また、交通事故件数（物損事故を含まない。以下同じ。）は <u>16,281</u> 件、傷者数は <u>19,113</u> 人で、いずれも前年より減少している。 踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故）は、令和5年の発生件数は4件、死傷者数は2人でいずれも前年 <u>と同数である</u>。</p>	<p>県警察本部 近畿運輸局</p>
P1 近畿運輸局	<p>（2）鉄道事故の状況 令和4年の鉄道運転事故は <u>19</u> 件、死者数は <u>11</u> 人、負傷者数は <u>10</u> 人で <u>いずれも</u> 前年から増加している。</p>	<p>（2）鉄道事故の状況 令和5年の鉄道運転事故は <u>24</u> 件、死者数は <u>10</u> 人、負傷者数は <u>12</u> 人で <u>死者数以外</u> は前年から増加している。</p>	<p>近畿運輸局</p>
P2 県県民生活部 県警察本部	<p>（1）道路交通 ア 高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保 令和4年の交通事故死者 <u>120</u> 人のうち、65歳以上の高齢者が <u>66</u> 人と前年比で <u>6</u> 人減少し、全体の <u>55.0%</u> を占めている。 高齢者の死者 <u>66</u> 人を状態別で見ると、歩行中が <u>34</u> 人（前年比 <u>-2</u> 人）と最も多く、次いで <u>自転車乗車中が16人（前年比+8人）、自動車乗車中が15人（前年比-7人）</u> となっている。 このため、高齢者については、<u>主として</u> 歩行及び <u>自転車・自動車</u> を交通手段として利用する場合の対策を推進する。</p>	<p>（1）道路交通 ア 高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保 令和5年の交通事故死者 <u>103</u> 人のうち、65歳以上の高齢者が <u>58</u> 人と前年比で <u>8</u> 人減少し、全体の <u>56.3%</u> を占めている。 高齢者の死者 <u>58</u> 人を状態別で見ると、歩行中が <u>26</u> 人（前年比 <u>-8</u> 人）と最も多く、次いで <u>自動車乗車中が16人（前年比+1人）、自転車乗車中が9人（前年比-7人）</u> となっている。 このため、高齢者については、歩行及び <u>自動車・自転車</u> を交通手段として利用する場合の対策を推進する。</p>	<p>県警察本部</p>
P2 県県民生活部 県警察本部	<p>イ 歩行者の安全確保 本県の信号のない横断歩道での一時停止率は <u>64.7%</u> と全国平均の <u>39.8%</u> に比べ <u>高く（令和4年JAF調査）、前年の調査よりも上がったものの、</u> 運転者の約 <u>3割</u> が一時停止していない状況である。 <u>引き続き、</u> 運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。</p>	<p>イ 歩行者の安全確保 本県の信号のない横断歩道での一時停止率は <u>52.0%</u> と全国平均の <u>45.1%</u> に比べ <u>高い（令和5年JAF調査）ものの、</u> 前年の調査よりも <u>下がり、</u> 運転者の約 <u>半数</u> が一時停止していない状況である。運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。</p>	

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P2 県民生活部 県警察本部	<p>ウ 自転車の安全確保</p> <p><u>自転車事故件数自体は減少傾向にあるものの、令和4年の自転車乗用中死者数は22人（前年比+10人）と増加に転じた。</u></p> <p>自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。さらに、<u>道路交通法改正による全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化を踏まえた</u>全ての年齢層へのヘルメット着用の<u>啓発</u>、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。</p>	<p>ウ 自転車の安全確保</p> <p><u>令和5年の自転車乗用中死者数は13人（前年比-9人）と減少したものの、減少傾向にあった自転車事故件数自体は4,184件（前年比+22人）と増加に転じた。</u></p> <p>自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。さらに、<u>自転車利用者のヘルメット着用の促進</u>、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。</p>	
P3 県警察本部	<p>あわせて、<u>コロナ禍以降</u>、通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策や駆動補助機付自転車や電動車椅子等多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。</p>	<p>あわせて、通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策や駆動補助機付自転車や電動車椅子等多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。</p>	県警察本部
P3 近畿運輸局	<p>(2) 鉄道交通</p> <p>令和4年の運転事故は、人身障害事故が<u>15</u>件、踏切障害事故が<u>4</u>件であった。人身障害事故のうち、ホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）が4件で、酔客が関係している事故は<u>なかった</u>。</p> <p>ホームでの接触事故と踏切障害事故を合わせると運転事故の<u>42.1%</u>を占めていることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。</p>	<p>(2) 鉄道交通</p> <p>令和5年の運転事故は、人身障害事故が<u>20</u>件、踏切障害事故が4件であった。人身障害事故のうち、ホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）が<u>14</u>件で、酔客が関係している事故は<u>2件あった</u>。</p> <p>ホームでの接触事故と踏切障害事故を合わせると運転事故の<u>75.0%</u>を占めていることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。</p>	近畿運輸局
P4 県警察本部	<p>(2) 公安委員会施策</p> <p>ア <u>ゾーン30の推進</u></p> <p>イ <u>通行禁止、一方通行等の交通規制</u></p> <p>ウ 信号灯器のLED化</p> <p>エ 通行禁止違反、横断歩行者等妨害、可搬式速度違反自動取締装置を用いた速度超過等の取締り</p> <p>オ 違法駐車取締り</p> <p>カ <u>通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路における合同点検の実施及び対策の推進</u></p> <p>キ <u>押ボタン式信号機の整備</u></p> <p>ク <u>横断歩道の整備と適正管理</u></p> <p>ケ <u>道路標識・道路標示の高輝度化</u></p> <p>コ <u>音響式信号機、高度化PICSの整備</u></p>	<p>(2) 公安委員会施策</p> <p>ア <u>交通安全施設等の戦略的な維持管理・更新</u></p> <p>イ <u>ゾーン30プラスや通学路における登下校時間の通行止め規制等の整備推進</u></p> <p>ウ 信号灯器のLED化</p> <p>エ 通行禁止違反、横断歩行者等妨害、可搬式速度違反自動取締装置を用いた速度超過等の取締り</p> <p>オ 違法駐車取締り</p> <p>カ <u>交通事故分析や交通安全総点検による危険箇所や地域の課題の把握</u></p> <p>キ <u>横断歩道補修事業の推進</u></p> <p>ク <u>音響式信号機の整備</u></p>	県警察本部


ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考										
P5 県土木部	<p>(1) 道路の改築整備</p> <table border="1" data-bbox="379 216 1418 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 216 507 275">事業者</th> <th data-bbox="507 216 1418 275">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 275 507 674" rowspan="2">県土木部</td> <td data-bbox="507 275 1418 485"> ア <u>地域</u>高規格道路の整備 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期（新温泉町） 竹野道路（豊岡市） 東播磨道（加古川市、三木市、小野市） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 485 1418 674"> イ バイパス等の整備 一般国道 179 号太子道路（太子町） 一般県道広畑青山線（姫路市） 主要地方道尼崎宝塚線（<u>宝塚市</u>） </td> </tr> </tbody> </table>	事業者	事業内容	県土木部	ア <u>地域</u> 高規格道路の整備 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期（新温泉町） 竹野道路（豊岡市） 東播磨道（加古川市、三木市、小野市）	イ バイパス等の整備 一般国道 179 号太子道路（太子町） 一般県道広畑青山線（姫路市） 主要地方道尼崎宝塚線（ <u>宝塚市</u> ）	<p>(1) 道路の改築整備</p> <table border="1" data-bbox="1617 216 2656 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 216 1745 275">事業者</th> <th data-bbox="1745 216 2656 275">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1617 275 1745 674" rowspan="2">県土木部</td> <td data-bbox="1745 275 2656 485"> ア 高規格道路の整備 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期（新温泉町） 竹野道路（豊岡市） 東播磨道（加古川市、三木市、小野市） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 485 2656 674"> イ バイパス等の整備 一般国道 179 号太子道路（太子町、<u>たつの市</u>） 一般県道広畑青山線（姫路市） 主要地方道尼崎宝塚線（<u>尼崎市</u>） </td> </tr> </tbody> </table>	事業者	事業内容	県土木部	ア 高規格道路の整備 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期（新温泉町） 竹野道路（豊岡市） 東播磨道（加古川市、三木市、小野市）	イ バイパス等の整備 一般国道 179 号太子道路（太子町、 <u>たつの市</u> ） 一般県道広畑青山線（姫路市） 主要地方道尼崎宝塚線（ <u>尼崎市</u> ）	道路街路課
事業者	事業内容												
県土木部	ア <u>地域</u> 高規格道路の整備 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期（新温泉町） 竹野道路（豊岡市） 東播磨道（加古川市、三木市、小野市）												
	イ バイパス等の整備 一般国道 179 号太子道路（太子町） 一般県道広畑青山線（姫路市） 主要地方道尼崎宝塚線（ <u>宝塚市</u> ）												
事業者	事業内容												
県土木部	ア 高規格道路の整備 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期（新温泉町） 竹野道路（豊岡市） 東播磨道（加古川市、三木市、小野市）												
	イ バイパス等の整備 一般国道 179 号太子道路（太子町、 <u>たつの市</u> ） 一般県道広畑青山線（姫路市） 主要地方道尼崎宝塚線（ <u>尼崎市</u> ）												
P6 県警察本部	<p>(4) 高速道路における事故防止対策の推進 (略)</p> <p><u>エ</u> 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等の重点的な実施</p> <p><u>オ</u> 道路構造上往復に分離されていない非分離区間について、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、ワイヤロープの設置を推進する等安全対策の強化</p> <p><u>カ</u> 本線拡幅やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等の推進</p> <p><u>キ</u> 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS）及びETC2.0等の整備、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等</p>	<p>(4) 高速道路における事故防止対策の推進 (略)</p> <p><u>エ</u> <u>大型貨物自動車等の本線車道を通行する場合における法定の最高速度引き上げに伴う広報啓発活動や運行管理者対策の推進</u></p> <p><u>オ</u> 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等の重点的な実施</p> <p><u>カ</u> 道路構造上往復に分離されていない非分離区間について、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、ワイヤロープの設置を推進する等安全対策の強化</p> <p><u>キ</u> 本線拡幅やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等の推進</p> <p><u>ク</u> 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS）及びETC2.0等の整備、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等</p>	県警察本部										
P6 県土木部	<p>(5) 道路改築等による交通事故対策の推進</p> <p><u>ア</u> 交差点のコンパクト化、立体交差化、環状交差点の導入</p> <p><u>イ</u> <u>渋滞交差点解消プログラムに基づくバイパス整備や右折車線設置等</u></p> <p><u>ウ</u> <u>商業系地区、中心市街地、鉄道駅周辺、観光地等における、幅の広い歩道、自転車専用通行帯等の整備</u></p>	<p>(5) 道路改築等による交通事故対策の推進</p> <p>交差点のコンパクト化、<u>右折車線設置</u>、立体交差化、環状交差点の導入等</p>	道路街路課 道路企画課										

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																																																						
P7 近畿地方整備局、県土木部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>種別</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">近畿地方整備局</td> <td>歩道</td> <td><u>11.3</u> km</td> </tr> <tr> <td>自転車道</td> <td>8.2 km</td> </tr> <tr> <td>道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土木部</td> <td>歩道等</td> <td><u>3.8</u> km</td> </tr> <tr> <td>自転車道等</td> <td>8.0 km</td> </tr> <tr> <td>道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	種別	事業量	近畿地方整備局	歩道	<u>11.3</u> km	自転車道	8.2 km	道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置	一式	県土木部	歩道等	<u>3.8</u> km	自転車道等	8.0 km	道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置	一式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>種別</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">近畿地方整備局</td> <td>歩道</td> <td><u>11.7</u> km</td> </tr> <tr> <td>自転車道</td> <td>8.2 km</td> </tr> <tr> <td>道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土木部</td> <td>歩道等</td> <td><u>2.0</u> km</td> </tr> <tr> <td>自転車道等</td> <td>8.0 km</td> </tr> <tr> <td>道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	種別	事業量	近畿地方整備局	歩道	<u>11.7</u> km	自転車道	8.2 km	道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置	一式	県土木部	歩道等	<u>2.0</u> km	自転車道等	8.0 km	道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置	一式	近畿地方整備局、道路 管路課																																				
事業者	種別	事業量																																																																							
近畿地方整備局	歩道	<u>11.3</u> km																																																																							
	自転車道	8.2 km																																																																							
	道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置	一式																																																																							
県土木部	歩道等	<u>3.8</u> km																																																																							
	自転車道等	8.0 km																																																																							
	道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置	一式																																																																							
事業者	種別	事業量																																																																							
近畿地方整備局	歩道	<u>11.7</u> km																																																																							
	自転車道	8.2 km																																																																							
	道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置	一式																																																																							
県土木部	歩道等	<u>2.0</u> km																																																																							
	自転車道等	8.0 km																																																																							
	道路照明、防護柵、道路標識、区画線、道路情報提供装置	一式																																																																							
P7 県警察本部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>事業の名称等</th> <th>単位</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県警察本部</td> <td rowspan="8">信号機</td> <td>新設(プログラム多段、押ボタン式)</td> <td>基 <u>10</u></td> </tr> <tr> <td>プログラム多段系統化</td> <td>基 3</td> </tr> <tr> <td>全感应化、半感应化</td> <td>基 2</td> </tr> <tr> <td>プログラム多段化</td> <td>基 <u>160</u></td> </tr> <tr> <td>押ボタン化</td> <td>基 20</td> </tr> <tr> <td>電源付加装置</td> <td>基 <u>0</u></td> </tr> <tr> <td><u>高度化PICS</u></td> <td><u>基</u> <u>0</u></td> </tr> <tr> <td>灯器改良LED化</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路標識</td> <td>大型標識</td> <td>本 6</td> </tr> <tr> <td>路側標識</td> <td>本 <u>5,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道路標示</td> <td>横断歩道</td> <td>km 73.0</td> </tr> <tr> <td>実線</td> <td>km 65.0</td> </tr> <tr> <td>図示</td> <td>個 <u>7,600</u></td> </tr> <tr> <td><u>自発光式停止線板</u></td> <td><u>個</u> <u>5</u></td> </tr> <tr> <td><u>自発光式交差点板</u></td> <td><u>個</u> <u>5</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	事業の名称等	単位	事業量	県警察本部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基 <u>10</u>	プログラム多段系統化	基 3	全感应化、半感应化	基 2	プログラム多段化	基 <u>160</u>	押ボタン化	基 20	電源付加装置	基 <u>0</u>	<u>高度化PICS</u>	<u>基</u> <u>0</u>	灯器改良LED化	一式	道路標識	大型標識	本 6	路側標識	本 <u>5,000</u>	道路標示	横断歩道	km 73.0	実線	km 65.0	図示	個 <u>7,600</u>	<u>自発光式停止線板</u>	<u>個</u> <u>5</u>	<u>自発光式交差点板</u>	<u>個</u> <u>5</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>事業の名称等</th> <th>単位</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県警察本部</td> <td rowspan="7">信号機</td> <td>新設(プログラム多段、押ボタン式)</td> <td>基 <u>13</u></td> </tr> <tr> <td>プログラム多段系統化</td> <td>基 3</td> </tr> <tr> <td>全感应化、半感应化</td> <td>基 2</td> </tr> <tr> <td>プログラム多段化</td> <td>基 <u>335</u></td> </tr> <tr> <td>押ボタン化</td> <td>基 20</td> </tr> <tr> <td>電源付加装置</td> <td>基 <u>4</u></td> </tr> <tr> <td>灯器改良LED化</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路標識</td> <td>大型標識</td> <td>本 6</td> </tr> <tr> <td>路側標識</td> <td>本 <u>3,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路標示</td> <td>横断歩道</td> <td>km 73.0</td> </tr> <tr> <td>実線</td> <td>km 65.0</td> </tr> <tr> <td>図示</td> <td>個 <u>5,700</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	事業の名称等	単位	事業量	県警察本部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基 <u>13</u>	プログラム多段系統化	基 3	全感应化、半感应化	基 2	プログラム多段化	基 <u>335</u>	押ボタン化	基 20	電源付加装置	基 <u>4</u>	灯器改良LED化	一式	道路標識	大型標識	本 6	路側標識	本 <u>3,000</u>	道路標示	横断歩道	km 73.0	実線	km 65.0	図示	個 <u>5,700</u>	県警察本部
事業者	事業の名称等	単位	事業量																																																																						
県警察本部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基 <u>10</u>																																																																						
		プログラム多段系統化	基 3																																																																						
		全感应化、半感应化	基 2																																																																						
		プログラム多段化	基 <u>160</u>																																																																						
		押ボタン化	基 20																																																																						
		電源付加装置	基 <u>0</u>																																																																						
		<u>高度化PICS</u>	<u>基</u> <u>0</u>																																																																						
		灯器改良LED化	一式																																																																						
	道路標識	大型標識	本 6																																																																						
		路側標識	本 <u>5,000</u>																																																																						
道路標示	横断歩道	km 73.0																																																																							
	実線	km 65.0																																																																							
	図示	個 <u>7,600</u>																																																																							
	<u>自発光式停止線板</u>	<u>個</u> <u>5</u>																																																																							
	<u>自発光式交差点板</u>	<u>個</u> <u>5</u>																																																																							
事業者	事業の名称等	単位	事業量																																																																						
県警察本部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基 <u>13</u>																																																																						
		プログラム多段系統化	基 3																																																																						
		全感应化、半感应化	基 2																																																																						
		プログラム多段化	基 <u>335</u>																																																																						
		押ボタン化	基 20																																																																						
		電源付加装置	基 <u>4</u>																																																																						
		灯器改良LED化	一式																																																																						
	道路標識	大型標識	本 6																																																																						
		路側標識	本 <u>3,000</u>																																																																						
	道路標示	横断歩道	km 73.0																																																																						
実線		km 65.0																																																																							
図示		個 <u>5,700</u>																																																																							

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P8 県警察本部	(1) 速度規制 (略) イ 生活道路 通過交通及び速度抑制のためのゾーン30 <u>等の</u> 推進	(1) 速度規制 (略) イ 生活道路 通過交通及び速度抑制のためのゾーン30 <u>プラスの整備</u> 推進	県警察本部
P9 県警察本部	(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備 (略) ウ 幅員3メートル未満の歩道における普通自転車歩道通行可の交通規制の見直し エ 普通自転車の歩道通行部分の <u>指定</u> がある場合等を除き、普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道をつなぐ自転車横断帯の見直し オ 自転車の交通ルール・マナー、損害賠償責任保険等への加入 <u>などの啓発活動</u> カ シェアサイクル等の利用促進	(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備 (略) ウ 幅員3メートル未満の歩道における <u>特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の交通規制の見直し</u> エ <u>特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分がある場合等、自転車の安全を確保するために必要がある場合</u> を除き、 <u>特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道をつなぐ自転車横断帯の見直し</u> オ <u>新たに施行された特定小型原動機付自転車等の新たな電動モビリティと通行空間を共有することを踏まえた</u> 自転車の交通ルール・マナーの <u>啓発活動</u> 、損害賠償責任保険等への加入 <u>促進等</u> カ シェアサイクル等の利用促進	県警察本部
P9 近畿総合通信局	(1) 道路交通情報通信システムの整備 (追加)	(1) 道路交通情報通信システムの整備 <u>ウ 交通情報についてスマートフォンからの情報提供・収集が多くなっていることからモバイル環境の整備を推進</u>	近畿総合通信局
P9 近畿総合通信局	<u>(2) 道路交通の安全に資するレーダーシステムの普及促進・高度化推進</u> <u>自動車に利用される7.9GHz帯高分解能レーダーの普及促進と高度化の推進</u> (3) 新交通管理システムの推進 光ビーコンの機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の整備による安全・快適にして環境にやさしい交通社会の実現 (4) ETC2.0の展開 ア 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報提供 イ 収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らすための取組の推進	(2) 新交通管理システムの推進 光ビーコンの機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の整備による安全・快適にして環境にやさしい交通社会の実現 (3) ETC2.0の展開 ア 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報提供 イ 収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らすための取組の推進	近畿総合通信局

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																
P12 近畿総合通信局	<p>(1) 道路情報の充実</p> <p>(略)</p> <p>オ <u>道路交通情報を提供する中波カーラジオを活用した「路側通信システム」の適切な運用</u></p> <p>カ 各種イベントにおける臨時の放送局の開設を促進</p> <p>キ コミュニティ放送局の普及推進</p> <p>地域に密着したきめ細かな道路交通情報や<u>商店街等の駐車場情報など</u>、円滑な交通の確保に寄与する「コミュニティ放送局」の普及推進（県内 <u>11</u>局）</p>	<p>(1) 道路情報の充実</p> <p>(略)</p> <p>オ <u>路側通信やスマートフォンを活用した道路交通情報を収集・提供する通信環境の整備を推進</u></p> <p>カ 各種イベント<u>会場</u>における臨時の放送局の開設を促進</p> <p>キ コミュニティ放送局の普及推進</p> <p><u>当該</u>地域に密着したきめ細かな道路交通情報を<u>リアルタイムに提供し</u>、円滑な交通の確保に寄与する「コミュニティ放送局」の普及推進（県内 <u>10</u>局）</p>	近畿総合通信局																
P15 近畿運輸局	<p>(1) 踏切道における構造改良の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>構造改良</td> <td><u>7</u>箇所</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	項目	事業量	鉄道事業者	構造改良	<u>7</u> 箇所	<p>(1) 踏切道における構造改良の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>構造改良</td> <td><u>4</u>箇所</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	項目	事業量	鉄道事業者	構造改良	<u>4</u> 箇所	近畿運輸局				
事業者	項目	事業量																	
鉄道事業者	構造改良	<u>7</u> 箇所																	
事業者	項目	事業量																	
鉄道事業者	構造改良	<u>4</u> 箇所																	
P15 近畿運輸局	<p>(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>オ 交通規制等</p> <p>(イ) 道路標識等の高輝度化等による視認性の向上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>踏切保安設備</td> <td><u>53</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>踏切道の格上げ</td> <td>4種→1種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業量	踏切保安設備	<u>53</u> 箇所	踏切道の格上げ	4種→1種		0箇所	<p>(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>オ 交通規制等</p> <p>(イ) 道路標識等の高輝度化等による視認性の向上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>踏切保安設備</td> <td><u>39</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>踏切道の格上げ</td> <td>4種→1種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業量	踏切保安設備	<u>39</u> 箇所	踏切道の格上げ	4種→1種		0箇所	近畿運輸局
項目	事業量																		
踏切保安設備	<u>53</u> 箇所																		
踏切道の格上げ	4種→1種																		
	0箇所																		
項目	事業量																		
踏切保安設備	<u>39</u> 箇所																		
踏切道の格上げ	4種→1種																		
	0箇所																		
P16 県民生活部	<p>(2) 小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育</p> <p>ア 全ての学年を通じた交通安全教育</p> <p>(ア) 各教科・学級活動・学校行事等を中心に学校教育活動全体を通じて、地域や学校の実態と児童生徒の発達段階に応じた安全教育</p> <p>(イ) 学校安全教室講習会、各学校における交通安全教室の開催</p> <p>(ウ) 「<u>自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例</u>」に基づく自転車の安全な利用の徹底</p> <p>(エ) 「<u>ひょうご児童等交通安全ネットワーク</u>」による、小、中、高の学校を通じた児童、生徒、保護者等へのタイムリーな交通安全情報の提供</p> <p>(オ) 歩行者、自転車乗用中の死傷者が多い年齢区分等の実態について、その保護者等を通じた理解の浸透</p>	<p>(2) 小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育</p> <p>ア 全ての学年を通じた交通安全教育</p> <p>(ア) 各教科・学級活動・学校行事等を中心に学校教育活動全体を通じて、地域や学校の実態と児童生徒の発達段階に応じた安全教育</p> <p>(イ) 学校安全教室講習会、各学校における交通安全教室の開催</p> <p>(ウ) <u>自転車乗車用ヘルメットの着用促進に向けた自転車乗車用ヘルメットの効果や必要性の周知</u></p> <p>(エ) 「<u>自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例</u>」に基づく自転車の安全な利用の徹底</p> <p>(オ) 「<u>ひょうご児童等交通安全ネットワーク</u>」による、小、中、高の学校を通じた児童、生徒、保護者等へのタイムリーな交通安全情報の提供</p> <p>(カ) 歩行者、自転車乗用中の死傷者が多い年齢区分等の実態について、その保護者等を通じた理解の浸透</p>																	

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P17 県警察本部	エ 高校生に対する重点内容 (ア) <u>高校生自転車交通事故防止アクションプログラム</u> 、スタントマンによる体感型教育(スケアード・ストレイト)を活用した自転車交通安全教育	エ 高校生に対する重点内容 (ア) <u>タブレットを活用したオンラインによる交通安全教育と無事故無違反チャレンジ活動</u> 、スタントマンによる体感型教育(スケアード・ストレイト)を活用した自転車交通安全教育	県警察本部
P17 県警察本部	(3) 成人に対する交通安全教育 イ 運転者に対する交通安全教育 (ウ) 二輪運転者への交通安全教育 「二輪車安全運転競技会」、「 <u>グッドライダーミーティング</u> 」等を通じた交通安全意識の高揚と安全運転知識の普及	(3) 成人に対する交通安全教育 イ 運転者に対する交通安全教育 (ウ) 二輪運転者への交通安全教育 「二輪車安全運転競技会」、「 <u>Basic Riding Lesson</u> 」等を通じた交通安全意識の高揚と安全運転知識の普及	県警察本部
P18 県警察本部	(4) 高齢者に対する交通安全教育 イ 教育方法 (ウ) サポートカー限定免許制度の周知と <u>安全運転を支援する</u> 安全運転サポート車の普及啓発 関係機関・団体等との緊密な連携によるサポートカー限定免許制度の周知と先進安全技術が搭載された安全運転サポート車等の普及に向けた試乗体験会 <u>の</u> 開催等	(4) 高齢者に対する交通安全教育 イ 教育方法 (ウ) サポートカー限定免許制度の周知と安全運転サポート車の普及啓発 関係機関・団体等との緊密な連携によるサポートカー限定免許制度の周知と先進安全技術が搭載された安全運転サポート車等の普及に向けた試乗体験会 <u>を</u> 開催等	県警察本部
P19 県民生活部、県警察本部	(2) 重点推進地域の指定 ア 交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市長田区、神戸市北区、明石市、加古川市、播磨町、小野市、洲本市、南あわじ市</u> イ 高齢者交通安全対策重点推進地域 <u>尼崎市、明石市、たつの市</u> ウ 自転車交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市長田区、伊丹市、川西市、高砂市、姫路市</u>	(2) 重点推進地域の指定 ア 交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市兵庫区、神戸市西区、姫路市、三木市、川西市、新温泉町</u> イ 高齢者交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市西区、姫路市</u> ウ 自転車交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市長田区、神戸市中央区、姫路市、高砂市、川西市</u>	

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P20 県民生活部、県警察本部	<p>イ 横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動の推進</p> <p>(ア) 横断歩道合図(アイズ)運動等</p> <p>a 横断歩行者は「手を挙げる」等による合図（意思表示）を、運転者は横断を促す合図（意思表示）と確実に一時停止をし、歩行者、運転者双方が視線を合わせるアイコンタクトを推奨する「横断歩道合図（アイズ）運動」の推進</p> <p>b 運転者は信号機のない横断歩道の手前で設置されているダイヤモンドマークを認めれば、あらかじめ速度を落とす「横断歩道手前減速運動」をプラスした「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」の実践</p>	<p>イ 横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動の推進</p> <p>(ア) 横断歩道合図(アイズ)運動等</p> <p>a 横断歩行者は「手を挙げる」等による合図（意思表示）を、運転者は横断を促す合図（意思表示）と確実に一時停止をし、歩行者、運転者双方が視線を合わせるアイコンタクトを推奨する「横断歩道合図（アイズ）運動」の推進</p> <p>b 運転者は信号機のない横断歩道の手前で設置されているダイヤモンドマークを認めれば、あらかじめ速度を落とす「横断歩道手前減速運動」をプラスした「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」の実践</p> <p><u>c 「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同事業者を広く募り、職域でも横断歩道での歩行者優先への自主的な取組の推進</u></p> 	
P20 県警察本部	<p>(イ) 渡れない横断歩道の情報提供メールBOXの設置</p> <p>県警<u>ホームページ</u>に、情報提供を行うことができる専用フォームを開設し、「渡れない横断歩道」として提供された情報を受け付け、各種交通安全対策に活用</p>	<p>(イ) 渡れない横断歩道の情報提供メールBOXの設置</p> <p>県警<u>ウェブサイト</u>に、情報提供を行うことができる専用フォームを開設し、「渡れない横断歩道」として提供された情報を受け付け、各種交通安全対策に活用</p>	県警察本部
P21 県警察本部	<p>(5) 自転車の安全適正利用の推進</p> <p>ウ 自転車の安全適正利用</p> <p>(ア) 法令で定める灯火の点灯と、自転車の側面等への反射材用品の取付け</p> <p>(イ) <u>幼児・児童はもちろん</u>、全年齢の自転車用ヘルメット着用の徹底</p>	<p>(5) 自転車の安全適正利用の推進</p> <p>ウ 自転車の安全適正利用</p> <p>(ア) 法令で定める灯火の点灯と、自転車の側面等への反射材用品の取付け</p> <p>(イ) 全年齢の自転車用ヘルメット着用の徹底</p>	県警察本部
P21 県警察本部	<p>(9) 飲酒運転の根絶</p> <p>ウ <u>道路交通法施行規則の一部改正（令和3年11月10日公布）により、安全運転管理者業務が拡充され、運転前後の酒気帯び確認が義務化されたことから、改正された安全運転管理者制度の周知徹底</u></p>	<p>(9) 飲酒運転の根絶</p> <p>ウ <u>運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等、安全運転管理者業務の確実な実施に対する指導</u></p>	県警察本部
P22 県警察本部	<p>(11) その他の普及啓発活動</p> <p>ア 多様な啓発活動</p> <p>(追加)</p>	<p>(11) その他の普及啓発活動</p> <p>ア 多様な啓発活動</p> <p><u>(オ) 先行車との適切な車間距離の保持、進路変更時の確実な安全確認、追い越し車線を走行し続ける通行帯違反や指定された通行帯を通行しなければならないこととの周知徹底</u></p>	県警察本部
P22 県民生活部、県警察本部	<p>エ <u>電動キックボード</u>への対応</p> <p>令和5年7月1日の改正道路交通法施行により、<u>電動キックボードのうち、車両の規格など要件を満たすものは、新たな車両区分である特定小型原動機付自転車として定義されることから</u>、交通ルールの周知を始めとする安全な利用の啓発</p>	<p>エ <u>特定小型原動機付自転車</u>への対応</p> <p>令和5年7月1日の改正道路交通法施行により、車両の規格など要件により新たな車両区分として定義された特定小型原動機付自転車について、交通ルールの周知を始めとする安全かつ適正な利用の啓発</p>	県警察本部

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																												
P23 県民生活 部、県警察本 部	令和5年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動 2 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間 6 運動重点 (1) <u>子供</u> と高齢者を始めとする歩行者の安全確保 (2) 安全運転意識の向上 (3) 自転車の交通安全 (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 (5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底	令和6年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動 2 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間 6 運動重点 (1) <u>こども</u> と高齢者を始めとする歩行者の安全確保 (2) 安全運転意識の向上 (3) 自転車の交通安全 (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 (5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底																													
P23 県民生活 部、県警察本 部	7 運動種別 (1) 年間の運動 <table border="1" data-bbox="311 688 1448 1171"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>子供</u>・高齢者 しっかり見つめて 交通安全運動</td> <td><u>子供</u>と高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で<u>子供</u>と高齢者を思いやる意識を醸成する。</td> </tr> <tr> <td>自転車安全利用<u>推進</u>運動</td> <td>「道路交通法」、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める交通ルールの周知と安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、<u>自転車保険</u>への加入を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>飲酒運転根絶運動</td> <td>飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪であり、その危険性、反社会性を県民一人一人が認識することにより、「飲酒運転は絶対に許さない」兵庫を実現し、飲酒運転を根絶する。</td> </tr> <tr> <td>シートベルト・チャイルドシート着用運動</td> <td><u>後部座席を含めた全ての</u>座席のシートベルトの<u>正しい着用</u>とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	内容	<u>子供</u> ・高齢者 しっかり見つめて 交通安全運動	<u>子供</u> と高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で <u>子供</u> と高齢者を思いやる意識を醸成する。	自転車安全利用 <u>推進</u> 運動	「道路交通法」、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める交通ルールの周知と安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、 <u>自転車保険</u> への加入を徹底する。	飲酒運転根絶運動	飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪であり、その危険性、反社会性を県民一人一人が認識することにより、「飲酒運転は絶対に許さない」兵庫を実現し、飲酒運転を根絶する。	シートベルト・チャイルドシート着用運動	<u>後部座席を含めた全ての</u> 座席のシートベルトの <u>正しい着用</u> とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。	7 運動種別 (1) 年間の運動 <table border="1" data-bbox="1549 688 2686 1213"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>こども</u>・高齢者 しっかり見つめて 交通安全運動</td> <td><u>こども</u>と高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で<u>こども</u>と高齢者を思いやる意識を醸成する。</td> </tr> <tr> <td>自転車安全利用・<u>ヘルメット着用促進</u>運動</td> <td>「道路交通法」、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める交通ルールの周知と安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、<u>自転車乗車用ヘルメットの着用促進と自転車損害賠償保険等</u>への加入を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>飲酒運転根絶運動</td> <td>飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪であり、その危険性、反社会性を県民一人一人が認識し、行動することにより、「飲酒運転は絶対に許さない兵庫」を実現し、飲酒運転を根絶する。</td> </tr> <tr> <td>シートベルト・チャイルドシート着用運動</td> <td><u>全ての</u>座席のシートベルト<u>着用</u>とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	内容	<u>こども</u> ・高齢者 しっかり見つめて 交通安全運動	<u>こども</u> と高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で <u>こども</u> と高齢者を思いやる意識を醸成する。	自転車安全利用・ <u>ヘルメット着用促進</u> 運動	「道路交通法」、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める交通ルールの周知と安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、 <u>自転車乗車用ヘルメットの着用促進と自転車損害賠償保険等</u> への加入を徹底する。	飲酒運転根絶運動	飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪であり、その危険性、反社会性を県民一人一人が認識し、行動することにより、「飲酒運転は絶対に許さない兵庫」を実現し、飲酒運転を根絶する。	シートベルト・チャイルドシート着用運動	<u>全ての</u> 座席のシートベルト <u>着用</u> とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。									
運動名	内容																														
<u>子供</u> ・高齢者 しっかり見つめて 交通安全運動	<u>子供</u> と高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で <u>子供</u> と高齢者を思いやる意識を醸成する。																														
自転車安全利用 <u>推進</u> 運動	「道路交通法」、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める交通ルールの周知と安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、 <u>自転車保険</u> への加入を徹底する。																														
飲酒運転根絶運動	飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪であり、その危険性、反社会性を県民一人一人が認識することにより、「飲酒運転は絶対に許さない」兵庫を実現し、飲酒運転を根絶する。																														
シートベルト・チャイルドシート着用運動	<u>後部座席を含めた全ての</u> 座席のシートベルトの <u>正しい着用</u> とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。																														
運動名	内容																														
<u>こども</u> ・高齢者 しっかり見つめて 交通安全運動	<u>こども</u> と高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で <u>こども</u> と高齢者を思いやる意識を醸成する。																														
自転車安全利用・ <u>ヘルメット着用促進</u> 運動	「道路交通法」、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める交通ルールの周知と安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、 <u>自転車乗車用ヘルメットの着用促進と自転車損害賠償保険等</u> への加入を徹底する。																														
飲酒運転根絶運動	飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪であり、その危険性、反社会性を県民一人一人が認識し、行動することにより、「飲酒運転は絶対に許さない兵庫」を実現し、飲酒運転を根絶する。																														
シートベルト・チャイルドシート着用運動	<u>全ての</u> 座席のシートベルト <u>着用</u> とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。																														
P24 県民生活 部、県警察本 部	<table border="1" data-bbox="311 1360 1394 1780"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動</td> <td>車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服、<u>反射材用品</u>の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。 <table border="1" data-bbox="747 1528 1282 1675"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋季・冬季（9月～2月）</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>春季（3月～5月）</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>夏季（6月～8月）</td> <td>午後6時</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動</td> <td>横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	内容	夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服、 <u>反射材用品</u> の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。 <table border="1" data-bbox="747 1528 1282 1675"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋季・冬季（9月～2月）</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>春季（3月～5月）</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>夏季（6月～8月）</td> <td>午後6時</td> </tr> </tbody> </table>	季節	点灯推奨時間	秋季・冬季（9月～2月）	午後4時	春季（3月～5月）	午後5時	夏季（6月～8月）	午後6時	横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。	<table border="1" data-bbox="1549 1360 2632 1780"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動</td> <td>車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服の<u>着用</u>、<u>反射材用品等</u>の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。 <table border="1" data-bbox="1985 1528 2519 1675"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋季・冬季（9月～2月）</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>春季（3月～5月）</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>夏季（6月～8月）</td> <td>午後6時</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動</td> <td>横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	内容	夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服の <u>着用</u> 、 <u>反射材用品等</u> の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。 <table border="1" data-bbox="1985 1528 2519 1675"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋季・冬季（9月～2月）</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>春季（3月～5月）</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>夏季（6月～8月）</td> <td>午後6時</td> </tr> </tbody> </table>	季節	点灯推奨時間	秋季・冬季（9月～2月）	午後4時	春季（3月～5月）	午後5時	夏季（6月～8月）	午後6時	横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。	
運動名	内容																														
夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服、 <u>反射材用品</u> の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。 <table border="1" data-bbox="747 1528 1282 1675"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋季・冬季（9月～2月）</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>春季（3月～5月）</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>夏季（6月～8月）</td> <td>午後6時</td> </tr> </tbody> </table>	季節	点灯推奨時間	秋季・冬季（9月～2月）	午後4時	春季（3月～5月）	午後5時	夏季（6月～8月）	午後6時																						
季節	点灯推奨時間																														
秋季・冬季（9月～2月）	午後4時																														
春季（3月～5月）	午後5時																														
夏季（6月～8月）	午後6時																														
横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。																														
運動名	内容																														
夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服の <u>着用</u> 、 <u>反射材用品等</u> の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。 <table border="1" data-bbox="1985 1528 2519 1675"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋季・冬季（9月～2月）</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>春季（3月～5月）</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>夏季（6月～8月）</td> <td>午後6時</td> </tr> </tbody> </table>	季節	点灯推奨時間	秋季・冬季（9月～2月）	午後4時	春季（3月～5月）	午後5時	夏季（6月～8月）	午後6時																						
季節	点灯推奨時間																														
秋季・冬季（9月～2月）	午後4時																														
春季（3月～5月）	午後5時																														
夏季（6月～8月）	午後6時																														
横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。																														

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																				
P24 県民生活 部、県警察本 部	<p>(2) 四季の運動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春の全国交通安全運動</td> <td><u>5月11日(木)</u> ~ <u>5月20日(土)</u></td> </tr> <tr> <td>夏の交通事故防止運動</td> <td>7月15日(土) ~ 7月24日(月)</td> </tr> <tr> <td>秋の全国交通安全運動</td> <td>9月21日(木) ~ 9月30日(土)</td> </tr> <tr> <td>年末の交通事故防止運動</td> <td>12月1日(金) ~ 12月10日(日)</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期日	春の全国交通安全運動	<u>5月11日(木)</u> ~ <u>5月20日(土)</u>	夏の交通事故防止運動	7月15日(土) ~ 7月24日(月)	秋の全国交通安全運動	9月21日(木) ~ 9月30日(土)	年末の交通事故防止運動	12月1日(金) ~ 12月10日(日)	<p>(2) 四季の運動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春の全国交通安全運動</td> <td><u>4月6日(土)</u> ~ <u>4月15日(月)</u></td> </tr> <tr> <td>夏の交通事故防止運動</td> <td>7月15日(月) ~ 7月24日(水)</td> </tr> <tr> <td>秋の全国交通安全運動</td> <td>9月21日(土) ~ 9月30日(月)</td> </tr> <tr> <td>年末の交通事故防止運動</td> <td>12月1日(日) ~ 12月10日(火)</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期日	春の全国交通安全運動	<u>4月6日(土)</u> ~ <u>4月15日(月)</u>	夏の交通事故防止運動	7月15日(月) ~ 7月24日(水)	秋の全国交通安全運動	9月21日(土) ~ 9月30日(月)	年末の交通事故防止運動	12月1日(日) ~ 12月10日(火)																	
運動名	期日																																						
春の全国交通安全運動	<u>5月11日(木)</u> ~ <u>5月20日(土)</u>																																						
夏の交通事故防止運動	7月15日(土) ~ 7月24日(月)																																						
秋の全国交通安全運動	9月21日(木) ~ 9月30日(土)																																						
年末の交通事故防止運動	12月1日(金) ~ 12月10日(日)																																						
運動名	期日																																						
春の全国交通安全運動	<u>4月6日(土)</u> ~ <u>4月15日(月)</u>																																						
夏の交通事故防止運動	7月15日(月) ~ 7月24日(水)																																						
秋の全国交通安全運動	9月21日(土) ~ 9月30日(月)																																						
年末の交通事故防止運動	12月1日(日) ~ 12月10日(火)																																						
P24 県民生活 部、県警察本 部	<p>(3) 交通安全の日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>期日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全意識を高める日</td> <td>四季の運動の初日</td> <td>より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。</td> </tr> <tr> <td>自転車安全利用の日</td> <td>毎月2日</td> <td>自転車の安全で適正な利用に関する理解を<u>深め</u>、促進する。</td> </tr> <tr> <td>横断歩道おもいやりの日</td> <td>毎月11日</td> <td>横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。</td> </tr> <tr> <td>高齢者交通安全の日</td> <td>毎月15日</td> <td>高齢者の交通安全について考え、実践する。</td> </tr> <tr> <td>シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日</td> <td>毎月15日</td> <td>シートベルト等の着用の徹底や正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期日	内容	交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。	自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を <u>深め</u> 、促進する。	横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。	高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。	シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。	<p>(3) 交通安全の日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>期日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全意識を高める日</td> <td>四季の運動の初日</td> <td>より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。</td> </tr> <tr> <td>自転車安全利用の日</td> <td>毎月2日</td> <td>自転車の安全で適正な利用に関する理解<u>と</u>、<u>自転車ヘルメット着用</u>を促進する。</td> </tr> <tr> <td>横断歩道おもいやりの日</td> <td>毎月11日</td> <td>横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。</td> </tr> <tr> <td>高齢者交通安全の日</td> <td>毎月15日</td> <td>高齢者の交通安全について考え、実践する。</td> </tr> <tr> <td>シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日</td> <td>毎月15日</td> <td>シートベルト等の着用の徹底や正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期日	内容	交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。	自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解 <u>と</u> 、 <u>自転車ヘルメット着用</u> を促進する。	横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。	高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。	シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。	
運動名	期日	内容																																					
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。																																					
自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を <u>深め</u> 、促進する。																																					
横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。																																					
高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。																																					
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。																																					
運動名	期日	内容																																					
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。																																					
自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解 <u>と</u> 、 <u>自転車ヘルメット着用</u> を促進する。																																					
横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。																																					
高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。																																					
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。																																					
P26 県警察本部	<p>(2) 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>イ 停止処分者講習</p> <p>(エ) 飲酒学級（飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者に対する講習）の講習内容の充実など受講者の処分内容に応じたきめ細かな教育</p> <p><u>(オ) 妨害運転等の悪質・危険運転者に対し、運転適性検査により、受講者の特性を判断した上で、個別的指導等の再教育を実施</u></p>	<p>(2) 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>イ 停止処分者講習</p> <p>(エ) 飲酒学級（飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者に対する講習）の講習内容の充実など受講者の処分内容に応じたきめ細かな教育</p> <p><u>(運転免許試験場で実施)</u></p>	県警察本部																																				

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P27 県警察本部	キ 高齢者講習 (ウ) 実車による指導 一定の課題に基づいて実施し、適切に履行できなかった課題について重点的に指導するとともに、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に及ぼす影響についての理解を促進	キ 高齢者講習 (ウ) 実車による指導 一定の課題に基づいて実施し、適切に履行できなかった課題について重点的に指導するとともに、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に及ぼす影響についての理解を促進	県警察本部
P27 県警察本部	ク 運転技能検査 (ア) 実施場所 <u>運転免許試験場及び自動車教習所 53 所の計 54 箇所</u>	ク 運転技能検査 (ア) 実施場所 自動車教習所 53 所	県警察本部
P27 県警察本部	(ウ) 実施内容 <u>検査を委託している自動車教習所と連携を図り、ある</u> 一定の課題に基づき減点方式による運転実技を実施させ、適切に履行できなかった課題について重点的に個別指導するとともに、不適切な運転行為についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が影響を及ぼしている可能性について理解を促進	(ウ) 実施内容 一定の課題に基づき減点方式による運転実技を実施させ、適切に履行できなかった課題について重点的に個別指導するとともに、不適切な運転行為についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が影響を及ぼしている可能性について理解を促進	県警察本部
P28 県警察本部	(5) 高齢運転者対策の充実 <u>ウ 改正道路交通法の周知</u> <u>75 歳以上の一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査制度及び安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の周知</u> <u>エ</u> 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進 高齢運転者の安全意識を高めるための、高齢者マークの積極的な表示の促進 <u>オ</u> 高齢運転者支援施策の推進 関係機関との連携による運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備 (ア) 運転経歴証明書制度の周知 (イ) 高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知 <u>(ウ) 高齢者に係る運転免許制度の改正内容の周知</u> <u>(エ)</u> 高齢者からの相談等に対する高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応	(5) 高齢運転者対策の充実 <u>ウ</u> 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進 高齢運転者の安全意識を高めるための、高齢者マークの積極的な表示の促進 <u>エ</u> 高齢運転者支援施策の推進 関係機関との連携による運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備 (ア) 運転経歴証明書制度の周知 (イ) 高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知 <u>(ウ)</u> 高齢者からの相談等に対する高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応	県警察本部
P28 県警察本部	(7) 行政処分の適正な運用 <u>ウ 暫定停止制度の適切な運用</u> <u>エ</u> 一定の症状を呈する病気等に該当する疑いのある者に対する臨時適性検査の実施 <u>オ</u> いわゆる「あおり運転」等に <u>伴う</u> 悪質・危険な運転者に対する危険性帯有による運転免許の <u>行政処分</u> の <u>積極的な運用</u>	(7) 行政処分の適正な運用 <u>ウ</u> 一定の症状を呈する病気等に該当する疑いのある者に対する臨時適性検査の実施 <u>エ</u> いわゆる「あおり運転」等に <u>起因する暴行・傷害を行った者や、悪質・危険な運転者等</u> に対しては、危険性帯有による運転免許の <u>停止処分</u> を <u>積極的に実施</u>	県警察本部

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考												
P29 県警察本部	(1) 県民の利便を考慮した施設及び業務の推進 ア 運転免許試験場（明石）のコース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の <u>拡大</u>	(1) 県民の利便を考慮した施設及び業務の推進 ア 運転免許試験場（明石）のコース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の <u>提供</u>	県警察本部												
P29 県警察本部	(4) 障害者に対する配慮 ア 漢字にふりがなをつけた学科試験問題の作成 イ 技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保、配慮等 <u>ウ</u> 安全運転相談業務の充実等による受入体制の整備	(4) 障害者に対する配慮 ア 漢字にふりがなをつけた学科試験問題の作成 イ 技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保、配慮等 <u>ウ</u> <u>更新時講習における受講者への意思伝達の配慮</u> <u>エ</u> 安全運転相談業務の充実等による受入体制の整備	県警察本部												
P30 県警察本部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者等講習</td> <td><u>15,428</u>人</td> <td>最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	計画人員	講習内容	安全運転管理者等講習	<u>15,428</u> 人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償	<table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者等講習</td> <td><u>15,753</u>人</td> <td>最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	計画人員	講習内容	安全運転管理者等講習	<u>15,753</u> 人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償	県警察本部
講習種別	計画人員	講習内容													
安全運転管理者等講習	<u>15,428</u> 人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償													
講習種別	計画人員	講習内容													
安全運転管理者等講習	<u>15,753</u> 人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償													
P30 県警察本部	(3) 安全運転管理者業務の拡充 ア 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存 <u>(令和4年4月1日施行)</u> 運転前後の運転者に対する目視等による酒気帯びの有無の確認と、確認結果の記録、保存の徹底 イ アルコール検知器の使用 <u>(令和4年10月1日施行)</u>	(3) 安全運転管理者業務の拡充 ア 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存 運転前後の運転者に対する目視等による酒気帯びの有無の確認と、確認結果の記録、保存の徹底 イ アルコール検知器の使用	県警察本部												

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																
P31 神戸運輸監理部 兵庫陸運部	(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 イ 運行管理者教育の充実 <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>回数</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運行管理者一般講習</td> <td>33</td> <td>1,900人</td> <td>自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守</td> </tr> <tr> <td>運行管理者基礎講習</td> <td>8</td> <td>875人</td> <td>基礎的事項全般</td> </tr> <tr> <td>運行管理者特別講習</td> <td>4</td> <td>20人</td> <td>行政処分対象</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	回数	計画人員	講習内容	運行管理者一般講習	33	1,900人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守	運行管理者基礎講習	8	875人	基礎的事項全般	運行管理者特別講習	4	20人	行政処分対象	(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 イ 運行管理者教育の充実 <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>回数</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運行管理者一般講習</td> <td>46</td> <td>2,090人</td> <td>自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守</td> </tr> <tr> <td>運行管理者基礎講習</td> <td>9</td> <td>890人</td> <td>基礎的事項全般</td> </tr> <tr> <td>運行管理者特別講習</td> <td>4</td> <td>22人</td> <td>行政処分対象</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	回数	計画人員	講習内容	運行管理者一般講習	46	2,090人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守	運行管理者基礎講習	9	890人	基礎的事項全般	運行管理者特別講習	4	22人	行政処分対象	神戸運輸監理部 兵庫陸運部
講習種別	回数	計画人員	講習内容																																
運行管理者一般講習	33	1,900人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守																																
運行管理者基礎講習	8	875人	基礎的事項全般																																
運行管理者特別講習	4	20人	行政処分対象																																
講習種別	回数	計画人員	講習内容																																
運行管理者一般講習	46	2,090人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守																																
運行管理者基礎講習	9	890人	基礎的事項全般																																
運行管理者特別講習	4	22人	行政処分対象																																
P31 神戸運輸監理部 兵庫陸運部	ウ 自動車事故対策機構の活用 事業用自動車運転者に対する適性診断 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業別</th> <th>計画人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>840人</td> </tr> <tr> <td>ハイヤー・タクシー</td> <td>350人</td> </tr> <tr> <td>個人タクシー</td> <td>110人</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>8,050人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>259人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,609人</td> </tr> </tbody> </table>	事業別	計画人員	バス	840人	ハイヤー・タクシー	350人	個人タクシー	110人	トラック	8,050人	その他	259人	計	9,609人	ウ 自動車事故対策機構の活用 事業用自動車運転者に対する適性診断 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業別</th> <th>計画人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>1,100人</td> </tr> <tr> <td>ハイヤー・タクシー</td> <td>430人</td> </tr> <tr> <td>個人タクシー</td> <td>190人</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>7,600人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>607人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,927人</td> </tr> </tbody> </table>	事業別	計画人員	バス	1,100人	ハイヤー・タクシー	430人	個人タクシー	190人	トラック	7,600人	その他	607人	計	9,927人	神戸運輸監理部 兵庫陸運部				
事業別	計画人員																																		
バス	840人																																		
ハイヤー・タクシー	350人																																		
個人タクシー	110人																																		
トラック	8,050人																																		
その他	259人																																		
計	9,609人																																		
事業別	計画人員																																		
バス	1,100人																																		
ハイヤー・タクシー	430人																																		
個人タクシー	190人																																		
トラック	7,600人																																		
その他	607人																																		
計	9,927人																																		
P36 近畿経済産業局	(1) 消費生活用製品安全法 <u>自動二輪車及び原付自転車乗車用ヘルメットを特定製品に指定し、基準不適合製品の製造・輸入・販売を禁止</u>	(1) 消費生活用製品安全法 <u>乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る）を特定製品として指定し、製造、輸入及び販売を規制</u>	近畿経済産業局																																
P36 県警察本部	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り カ <u>電動キックボード等</u> による悪質・危険な交通違反	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り カ <u>特定小型原動機付自転車やペダル付き原動機付自転車</u> による悪質・危険な交通違反	県警察本部																																

ページ	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																																						
P37 県警察本部	(4) 高速道路における交通の安全確保 (追加) <u>ウ</u> 逆走・立入り事案対策	(4) 高速道路における交通の安全確保 <u>ウ</u> 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進 大幅な速度超過等の悪質・危険な交通違反の取締りの強化 <u>エ</u> 逆走・立入り事案対策	県警察本部																																																						
P43 近畿運輸局	(2) 運転保安設備等の整備 [事業計画の概要] <table border="1" data-bbox="471 506 1127 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">線路施設等の整備</td> <td>軌道強化</td> <td><u>17</u> km</td> </tr> <tr> <td>線路</td> <td><u>0</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>橋りょう改良</td> <td><u>15</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>駅改良</td> <td><u>47</u> 駅</td> </tr> <tr> <td>トンネル改良</td> <td><u>1</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>防災施設・その他</td> <td><u>75</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転保安設備</td> <td>自動閉そく信号</td> <td>22 箇所</td> </tr> <tr> <td>連動装置</td> <td><u>15</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>A T S 等</td> <td><u>36</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>列車無線装置</td> <td><u>0</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>信号機改良等</td> <td><u>1</u> 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目		事業量	線路施設等の整備	軌道強化	<u>17</u> km	線路	<u>0</u> 箇所	橋りょう改良	<u>15</u> 箇所	駅改良	<u>47</u> 駅	トンネル改良	<u>1</u> 箇所	防災施設・その他	<u>75</u> 箇所	運転保安設備	自動閉そく信号	22 箇所	連動装置	<u>15</u> 箇所	A T S 等	<u>36</u> 箇所	列車無線装置	<u>0</u> 箇所	信号機改良等	<u>1</u> 箇所	(2) 運転保安設備等の整備 [事業計画の概要] <table border="1" data-bbox="1706 506 2362 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">線路施設等の整備</td> <td>軌道強化</td> <td><u>19.337</u> km</td> </tr> <tr> <td>線路</td> <td><u>0.313</u> km</td> </tr> <tr> <td>橋りょう改良</td> <td><u>27</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>駅改良</td> <td><u>52</u> 駅</td> </tr> <tr> <td>トンネル改良</td> <td><u>0</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>防災施設・その他</td> <td><u>73</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転保安設備</td> <td>自動閉そく信号</td> <td>22 箇所</td> </tr> <tr> <td>連動装置</td> <td><u>16</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>A T S 等</td> <td><u>13</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>列車無線装置</td> <td><u>10</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>信号機改良等</td> <td><u>22</u> 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目		事業量	線路施設等の整備	軌道強化	<u>19.337</u> km	線路	<u>0.313</u> km	橋りょう改良	<u>27</u> 箇所	駅改良	<u>52</u> 駅	トンネル改良	<u>0</u> 箇所	防災施設・その他	<u>73</u> 箇所	運転保安設備	自動閉そく信号	22 箇所	連動装置	<u>16</u> 箇所	A T S 等	<u>13</u> 箇所	列車無線装置	<u>10</u> 箇所	信号機改良等	<u>22</u> 箇所	近畿運輸局
項目		事業量																																																							
線路施設等の整備	軌道強化	<u>17</u> km																																																							
	線路	<u>0</u> 箇所																																																							
	橋りょう改良	<u>15</u> 箇所																																																							
	駅改良	<u>47</u> 駅																																																							
	トンネル改良	<u>1</u> 箇所																																																							
	防災施設・その他	<u>75</u> 箇所																																																							
運転保安設備	自動閉そく信号	22 箇所																																																							
	連動装置	<u>15</u> 箇所																																																							
	A T S 等	<u>36</u> 箇所																																																							
	列車無線装置	<u>0</u> 箇所																																																							
	信号機改良等	<u>1</u> 箇所																																																							
項目		事業量																																																							
線路施設等の整備	軌道強化	<u>19.337</u> km																																																							
	線路	<u>0.313</u> km																																																							
	橋りょう改良	<u>27</u> 箇所																																																							
	駅改良	<u>52</u> 駅																																																							
	トンネル改良	<u>0</u> 箇所																																																							
	防災施設・その他	<u>73</u> 箇所																																																							
運転保安設備	自動閉そく信号	22 箇所																																																							
	連動装置	<u>16</u> 箇所																																																							
	A T S 等	<u>13</u> 箇所																																																							
	列車無線装置	<u>10</u> 箇所																																																							
	信号機改良等	<u>22</u> 箇所																																																							
P																																																									